

介護老人福祉施設重要事項説明書

<令和 6年 4月 1日現在>

介護老人福祉施設サービスの提供開始に当たり、重要事項を以下の通り説明します。

1. ご利用事業所の名称

法人の名称 社会福祉法人パール
代表者名 理事長 新谷弘子
事業所の名称 社会福祉法人パール 特別養護老人ホーム「パール代官山」
介護保険事業所番号 介護老人福祉施設, 短期入所生活介護 東京都 1371300250 号
所在地 東京都渋谷区鉢山町3番27号
連絡先 TEL 03-5458-4811, FAX 03-5458-4817
相談・苦情受付担当者 施設長 入江 祐介

2. ご利用事業所の従業員の職種, 員数

下記の法定配置基準以上の職員を配置。

施設長	1名	看護・介護職員	20名
非常勤医師	3名	機能訓練指導員	1名
介護支援専門員	1名	(管理) 栄養士	3名
生活相談員	2名	調理員	必要数
看護職員	2名	事務員等	必要数

3. ご利用事業所の設備概要

居室	4人部屋	8室 (32床)	静養室	1室 (2床)
	2人部屋	10室 (20床)	医務室	1室
	個室	8室 (8床)	機能回復訓練室	1室
	定員 50名・ショートステイ 10名		浴室	5種類6ヶ所

4. 入退所の手続き

(1) 利用申し込み手続き

渋谷区作成による「入所希望者判定結果名簿」をもとに空き状況も考慮の上、訪問調査と施設療養情報提供書の情報も合わせ審査を行います。審査結果を踏まえ、空床ができ次第、契約手続きをいたします。

※**居室サービス計画**の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談ください。

(2) 退所手続き

①ご利用者の都合で退所される場合

退所を希望する日の30日前までにお申し出ください。

②自動終了

以下の場合は、自動的にサービスの提供を終了いたします。

- ・ご利用者が他の介護保険施設等に移った場合
- ・介護保険給付でサービスを受けていたご利用者の要介護認定区分が、非該当(自立)・要支援または、原則要介護1・2(※別途特段理由が必要)と認定された場合(この場合所定の期間の経過をもって退所していただきます。)
- ・ご利用者が死亡された場合

(3) 利用途中でのサービスの中止

①ご利用者が中途退所を希望された場合。

②定期の健康チェックの結果、または利用期間中に当施設での生活が困難であると判断された場合。

③他のご利用者の生命または健康に重大な影響を与える行為があった場合。

5. 利用にあたっての留意事項

① **面会** 特に時間の制限は設けておりません。

② **外出・外泊** お届け出の上、ご自由にしていただけます。2泊以上の外泊につきましてはご相談ください。本人の安全を期すためにご家族の了解・付き添いをお願いいたします。施設車の利用を希望される場合は自己負担になります。

③ **転倒による骨折・外傷等** 不慣れな環境、ご本人の動作機能等の低下により、転倒等が発生することがあります。その防止のために、できるだけ対策を講じます。しかし、これによって転倒及び骨折・外傷を完全に防ぐことは不可能であることをご理解ください。

④ **入院** 入院ご利用者が入院加療の必要により病院又は診療所に入院した場合、介護保険の適用外になります。

・病院又は診療所に連続して3ヶ月を超えて入院が見こまれる時、契約を終了させていただきます。

・3ヶ月以内に心身の状態が当施設で生活できる状況まで回復された時、施設に帰所いただきます。

- ④ 飲酒・喫煙 個々の嗜好を重視し、他人に迷惑にならなければご自由です。喫煙は館内全面禁煙とさせて頂いております。
- ⑤ 飲食物をお持ちになった時は、必ず看護師やケアワーカーにお知らせください。飲食は、サロンでお願いいたします。食中毒やカビ・虫の発生を防ぎ、健康管理上の危険を防ぐため、残った物は施設内に残さないようお願いいたします。
- ⑥ 衣類や雑貨の持込入居された後、衣類や雑貨を追加してお持ち頂く場合は、それぞれに名前をつけ、ワーカー室に届け出るようお願いいたします。
- ⑦ 宗教・政治思想宗教や政治活動については他のご利用者への影響がない限り、尊重いたします。

6 看取りに関する指針

当施設では夜間等も含め24時間、看護職員が必要に応じ連絡のとれる体制をとっております。また、ご利用者が「看取り」の介護が必要になった際には、医師から状態をお知らせし、ご本人、ご家族の希望により施設内で終末期を過ごすことができます。

7 感染予防及びまん延防止のための措置

事業者は、感染症予防及びまん延防止のために、必要な取り組みを行います。

8 虐待の防止について

事業者は、ご利用者等の人権の擁護・虐待の防止等の為に、必要な取り組みを行います。

9 事業計画に向けた取り組みの強化

事業所は、感染症や非常災害の発生に応じて、ご利用者に対するサービスの提供を継続的に実施する為の計画を策定しております。

10 非常災害対策

(1) 災害時の対応

災害時には渋谷消防署届け出の別に定める「社会福祉法人パール（福祉総合プラザパール）消防計画」により、対応をいたします。

(2) 防火責任者

①防火権原者 新谷弘子 ②防火管理者 高橋浩宣

11 利用料等の変更

- ①事業者は、ご利用者に1ヶ月前までに文書で通知することにより、利用料および食費等の単価の変更を申し入れることができます。
- ②ご利用者が料金の変更を承諾する場合、新たな料金に基づく契約書別紙を作成します。
- ③ご利用者は、料金の変更を承諾しない場合、事業所に対し文書で通知することにより、この契約を解約することができます。

12 相談窓口、苦情対応

当事業所相談窓口	東京都渋谷区鉢山町3番27号 電話番号03-5458-4811（ご利用時間9:00~18:00） 担当：新谷弘子 山口カネ子 入江祐介
渋谷区役所 福祉部 介護保険課 介護相談係	東京都渋谷区渋谷1-18-21 電話番号03-3463-3304（直通）
東京都国民健康保険団体 連合会 苦情相談窓口	東京都千代田区飯田橋3丁目5番1号東京区政会館10階 電話番号03-6238-0177（直通、受付時間：9:00~17:00 土日祝除く）

介護老人福祉施設サービスの提供開始にあたり、ご利用者に重要な事項を説明いたしました。

◇契約締結日 令和 年 月 日

◇事業者 事業者氏名 社会福祉法人パール 特別養護老人ホーム「パール代官山」
住 所 東京都渋谷区鉢山町3番27号
Tel03-5458-4811

説 明 者 稲田 剛・杉山 武・武井 健一郎

私は、契約書及び本書面により、介護老人福祉施設サービスについての重要事項の説明を受けました。

◇ご利用者 住 所

氏 名

印

◇代理人 住 所

氏 名

印



